

インターネット等の通信販売を利用する時は、 トラブルに備えスクリーンショットをしましょう

事例

ネット通販のサイトに「シャンプーが初回 500 円、定期コースだが回数縛りなし、いつでもやめられる」とあったので注文した。初回分に同封の納品書で、次回は 3 週間後に 3 本まとめて届けられ、合計 2 万円の請求になると知った。高額すぎるので解約することにした。解約は次回発送の 10 日前までに電話で通販会社に申し出ることと指定されているが、何度電話しても全然つながらない

消費者へのアドバイス

- ① 注文を確定する前に、必ず規約や最終確認画面で重要事項を確認しましょう
- ② お得感を強調した広告や最終確認画面は、必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう
- ③ 販売業者と電話がつかない場合は、いつ、何回かけたか等の履歴・メモを残しておきましょう
- ④ 商品を一方的に送り返しても解約にはならず、支払いの督促は止まりません。通信販売にはクーリング・オフはなく、解約には事業者が定めた特約に従うことになります

新成人の消費者トラブルに注意

令和 4 年度より、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。成人になると、親の同意がなくても、自分の意志で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。そのため、成人になったばかりの高校・大学在学中の若者をねらう悪質な業者がいます。

新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと「考えて」契約や買い物をしましょう。



▲市HP

契約や買い物で困ったら

消費者ホットライン（☎188）
市消費生活センター（☎ 541-1321）
平日10時～12時、13時～15時30分
※対面・電話・オンラインで相談できます。詳細は右記 QR コードをご覧ください



▲市HP

ご厚意ありがとうございます



【新型コロナウイルス感染症対策基金へ】

☐ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社埼玉支店より
現金100,000円

【一般財源へ】

☐ 匿名の方より
現金300,000円

あなたの身近にも犯罪が

令和 5 年 1 月中旬から 2 月中旬まで

分 類	件数	発 生 場 所
窃盗(自動車盗)	2	屈巢、稻荷町
窃盗(非侵入盗)	1	小松 3 丁目
窃盗(事務所荒し)	1	北根
器物損壊	2	氷川町、吹上富士見 1 丁目

分 類	件数	発 生 場 所
住居侵入	1	小谷
窃盗(忍び込み)	1	小松 4 丁目
窃盗(色情ねらい)	1	糠田
窃盗未遂(事務所荒し)	1	箕田

問い合わせ／自治振興課防犯・交通担当(内線3115)

